

荷主の自社構内に墜落防止設備を設置した事例

例1 昇降設備の設置



荷台からの飛び降り防止として、移動式の昇降設備を屋内の積降場に常設している。

例2 移動式プラットホーム

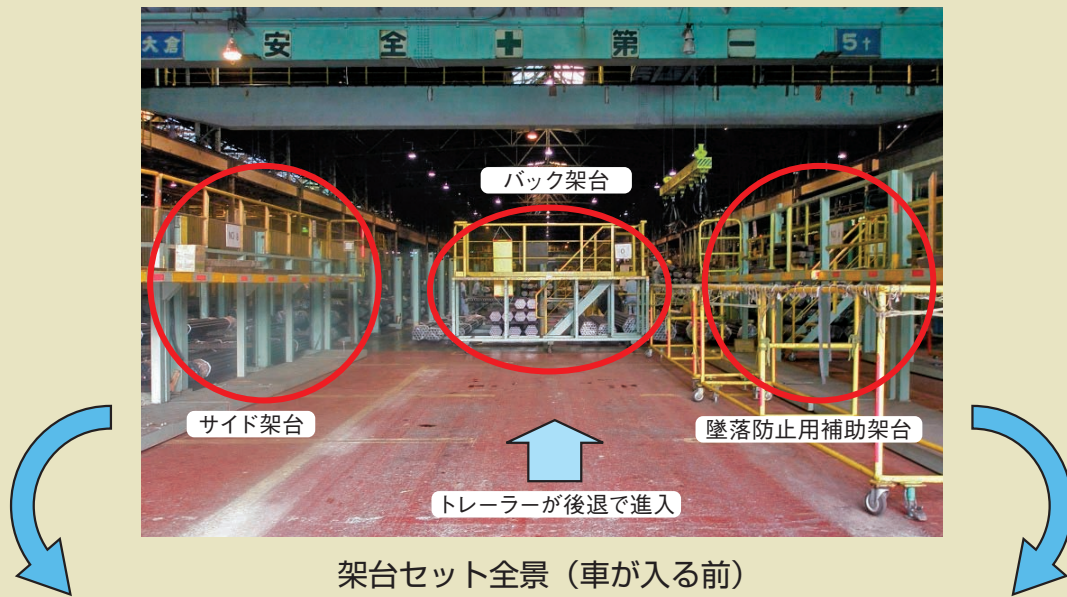


キャスター付きのリフターを利用した移動式のプラットホームである。移動にはキャスターを利用する。プラットホームの高さはリフターで調整できるため、4トン車や10トン車の平ボディーでも利用可能である。ただしプラットホームの保管場所が必要である。



例3 トラック荷台からの墜落防止設備

トラックを製造現場の建屋に進入させた後、荷台の両横と後方に移動式の手すりのついた作業床（架台）を設置し、荷役作業時の墜落を防止するもの。



例4 荷の積卸場所に、墜落防止のための作業床を設置



作業床を使用する前



作業床を使用

E 自社以外の者にフォークリフトを使用させる場合は、次の事項に留意しましょう

- ① 運転技能講習修了証を携帯していることを確認する。
最大荷重1トン未満のフォークリフトの場合は、特別教育を受けていることを確認する。
- ② フォークリフトを貸与する場合、定期自主検査を実施し、安全性を確認したものを貸与する。
- ③ 作業者が必要な資格等を持っていない場合、その資格等を持っている自社の作業者に使用させる。

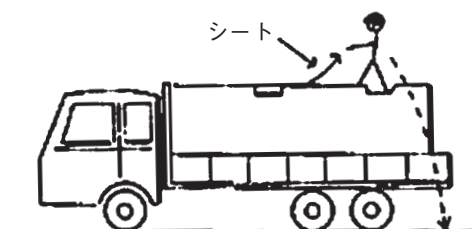
(フォークリフトによる災害の例)



荷役作業中の災害事例

1 シート掛け作業中、トラックの積荷上から転落して死亡

災害発生現場見取図



S運輸会社のトラック運転者である被災者Aは、荷主であるT住宅建材製造会社、Y工場より住宅建材を輸送することになった。

Aは、被災当日午後4時頃、T会社Y工場において、積み込み作業を開始した。積み込み作業は、作業マニュアルに基づき、Y工場の作業指揮者B（安全担当者）、Y工場関連会社運輸部のフォークリフト運転者Cとともにいった。

積み込み作業完了後、作業指揮者Bは、Aにロープ掛け・シート掛け作業について安全面の注意をしてから、次のトラック積み込み作業のため、フォークリフト運転者Cとともに移動した。

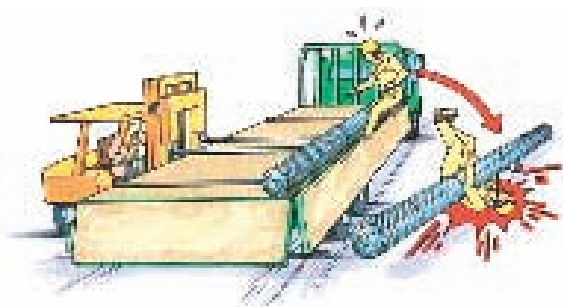
20分ほど経過した頃、近くで積み込み作業の指揮をしていたBが、物音に気付いて振り返って見ると、Aがアスファルト路上に仰向けの状態で倒れていた。

直ちにAは救急車で近くの病院に搬送されたが、間もなく死亡した。

Aは、積荷の上で、後方に下がりながらシート掛け作業を行っていた、建材の凸凹に足をとられて落下し、「あおり」に足をひっかけ路上に転落したと推定される。

Aは保護帽を着用していたが、あごひもが緩んでいたためか、転落場所の近くに転がっており、保護帽の役割を果たしていなかった。

2 トラックの荷台から鋼材束とともに転落して死亡



一般貨物自動車運送業に所属する被災者Dは、災害発生当日、4トントラックを運転して荷主先に行き、建材用鋼材束4束を積み込んで、荷卸し先のX事業場に到着した。

荷卸し作業は、X事業場の戸外作業場で、Dがトラックの荷台の上に乗って、X事業場の代表者Eがフォークリフト（最大積載荷重2トン）を運転していった。

まず、鋼材3束の下にフォークを差し込み、まとめて荷卸し、続いて、残り1束（重量1トン）を荷卸ししようとしたところ、荷がフォークの先端からずり落ちてDにのしかかり、Dの両足が、荷とトラックの「あおり」との間に挟まれた。

フォークリフトを運転していたEが助け出そうとして、閉じていた「あおり」を開いたところ、Dは鋼材束を腹部に受ける形で荷とともに転落。下敷きとなったDは死亡した。作業場所はフォークの前方へやや下り、傾斜していた。